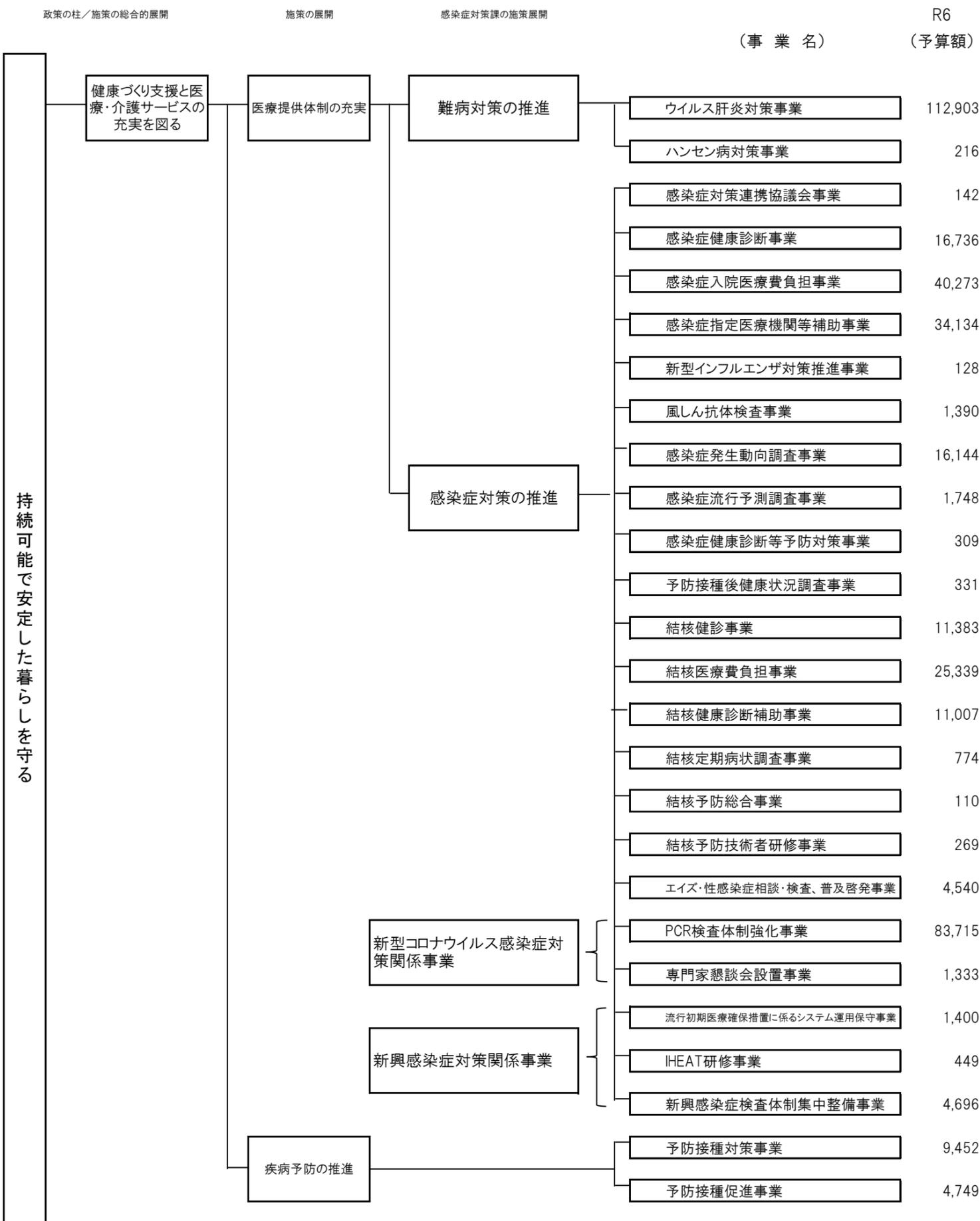


# 感染症対策課

感染症対策課 令和6年度施策体系

予算額(千円) R6年度 383,670 (一般財源 196,652 )



【事業概要(感染症対策課)】

① ウイルス肝炎対策事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症対策特別促進事業について(H20.3.31 厚生労働省健康局長通知)、ウイルス肝炎医療費給付実施要綱)

【予算額及び内訳】 1億 1,290万 3千円 (一般財源 6,365万 7千円、国庫補助金(1/2) 4,924万 6千円)

【予算の主な内容】 ウイルス肝炎の検査委託費、ウイルス肝炎診療懇談会の開催経費(謝金、旅費等)、ウイルス肝炎検査費用助成(扶助費)、ウイルス肝炎治療の医療費給付(扶助費)

【目指す姿】

- ・患者、キャリア等からの相談に対応して不安や精神的負担を軽減し、医療機関等からの医学的・専門的相談に応じることで、適切な肝炎治療を促進する。
- ・保健所での無料検査、肝炎診療懇談会と肝疾患診療ネットワークにより、肝炎ウイルス保有者の早期(発症前)発見と診療体制の充実を図る。
- ・医療費の一部を給付することにより、ウイルス肝炎の根治に有効なインターフェロン療法等高額な治療への取組の早期化を図り、慢性肝炎、肝硬変及びヘパトーム(肝がん)への進行を抑制する。

【現 状】

国内における推定感染者が 200 万人から 250 万人と言われるウイルス性肝炎は、治療法の進歩によりウイルスの排除・増殖の抑制が可能であり、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることが可能な疾患である。このため、早期発見・早期治療の観点から各種施策を実施し、肝炎ウイルスの感染防止及び将来の肝硬変・肝がんの予防、ひいては県民の健康保持、増進を図る必要がある。

【事業主体】 県

【事業内容】

- 1 ウイルス肝炎検査 肝炎ウイルスの感染不安を持つ者に対し、検査を無料で実施
- 2 ウイルス肝炎診療懇談会 かかりつけ医と専門医の連携のとれた治療体制(ウイルス肝炎診療ネットワーク)の構築等について、県が検討する上で有識者等の意見を聴くため開催
- 3 医療費の給付 B型及びC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変、肝がんの患者にとって、経済的負担が重い医療費や抗ウイルス療法に係る医療費について、下表の自己負担額を除いて給付

(凡例 ◎:国庫補助対象 ○:県単 ー:給付対象外)

治 療 法 等		通 院	入 院	自己負担額
1 抗ウイルス療法 (3を除く)	インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療	◎	◎	2区分 (1万円、2万円)
	少量・長期等国庫補助対象外のインターフェロン治療	○	○	
2 抗ウイルス療法 以外(3を除く)	肝庇護療法、肝がんに対する治療など	一部◎	○ 一部◎	7区分 (0~ 23,100円)
3 フィブリノゲン等投与認定者(治療内容は問わない。)		○ 一部◎	○ 一部◎	

【事業の経過等】

○ ウイルス肝炎診療ネットワークについて

平成 20 年 10 月 1 日付けで信州大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院に指定するとともに、肝疾患に関する専門医療機関を平成 21 年 1 月 23 日以降、順次指定している。(令和 6 年 3 月現在、56 医療機関)

(※ 信州大学医学部附属病院においては、国庫補助金を活用して、患者等からの相談に対応する肝疾患診療相談センターを開設するとともに、医療機関等を対象とした研修会を実施している。)

○ 医療費給付事業の経過

- 昭和 56 年 県単独事業によりB型肝炎医療費補助を開始
- 平成 3 年 C型肝炎医療費補助を開始
- 平成 10 年 特定疾患治療研究事業に併せ、定額での患者一部負担制度を導入(重症基準制定)
- 平成 16 年 10 月 所得に応じた患者一部負担制度を導入(特定疾患治療研究事業は平成 15 年 10 月に導入)
- 平成 18 年 10 月 フィブリノゲン等投与認定者の通院医療費については引き続き給付対象とするものの、それ以外の者の通院医療費については給付対象としないことに変更
- 平成 19 年 10 月 インターフェロン等抗ウイルス療法に係る通院医療費を対象に追加
- 平成 20 年 4 月 インターフェロン治療について国制度による給付制度が開始
- 平成 22 年 4 月 国の制度改正に合わせ、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療に係る自己負担額を軽減
- 平成 26 年 9 月以降 インターフェロンフリー治療を順次助成対象に追加
- 令和 3 年 4 月 国の制度改正に合わせ、肝がん通院治療の一部を対象に追加

【事業概要(感染症対策課)】

② ハンセン病対策事業

(根拠法令:ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、長野県ハンセン病問題検証会議報告書)

【予算額及び内訳】 21万6千円 (一般財源 21万6千円)

【予算の主な内容】 入所者の慰問、社会交流を行う。

【目指す姿】

ハンセン病療養所入所者及びその家族への支援を行い、福祉の増進を図る。

【現 状】

長野県出身の入所者は3施設5名となっている。入所者の平均年齢は88.8歳(R6.5.1現在)と高齢となっており、里帰り事業の実施も入所者の健康状況に左右される状況にあるが、一人でも希望者があれば対応するというのが県の基本姿勢である。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 社会交流(里帰り)事業 14万6千円

療養所入所者の方を県内にお迎えし、社会交流を行う。

2 療養所慰問 7万円

栗生楽泉園(群馬県草津町)、多磨全生園(東京都村山市)を職員が訪問し、入所者との懇談、納骨堂への献花などを行う。

【事業の経過】

○社会交流(里帰り)事業

年度	実施時期	訪問先
H25	10/1~10/2	長野市
H26	10/21~10/22	長野市
H27	10/7~8	松本市・長野市・上田市
H28	11/8~9	長野市・上田市
H29	10/31~11/1	長野市・上田市
H30~R5		(高齢、体調不安等により参加希望なし)

○療養所慰問

年度	栗生楽泉園(群馬県草津町)	多磨全生園(東京都東村山市)
H25	11/11	11/18
H26	11/19	11/10
H27	11/16	11/25
H28	11/22	11/17
H29	11/9	11/16
H30	11/12	11/15
R1	11/20	10/24
R2	10/29	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)
R3	10/29	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)
R4	10/20	11/11
R5	訪問なし(見舞金、献花用花束郵送)	11/10

【特記事項】

療養所入所者が高齢化(平均88.8歳)のため、社会交流事業への参加が難しくなっている。

【事業概要(感染症対策課)】

③ 感染症対策連携協議会事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、長野県感染症対策連携協議会開催要綱)

【予算額及び内訳】 14万2千円 (一般財源7万1千円、国庫負担金7万1千円)

【予算の主な内容】 感染症対策連携協議会の開催

【目指す姿】

県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関等により構成される「長野県感染症対策連携協議会」を開催し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施にあつての連携協力体制の整備を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

【現 状】

医療法及び感染症法の改正により、都道府県が策定する「医療計画」及び「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(以下「予防計画」という。)に、新興感染症<sup>※</sup>への対応を記載することとなった。

両計画は相互に整合性を取る必要があることから、これらを一体に議論するため、令和5年度に「長野県感染症対策連携協議会」を開催し、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「長野県感染症予防計画」(医療計画における新興感染症発生・まん延時における医療を包含する)を策定したところ。

本年度は、協議会において、計画の進捗状況等について、協議・検証するとともに、感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施にあつての連携協力体制の整備を図る。

※新興感染症法とは、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症をいう。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 感染症対策連携協議会

感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施にあつての連携協力体制を図る。

令和6年度については、「予防計画」の進捗状況について、協議・検証する。

(R6 会議事項(案))

- (1) 予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有
- (2) 医療措置協定の締結状況について

2 構成員(団体名等)

長野県医師会、信州大学医学部附属病院、感染症発生動向調査定点医療機関、長野県看護協会、長野県立信州医療センター、長野県消防長会、長野県市長会、長野県町村会、長野市保健所、松本市保健所、県保健所長会

3 開催状況

年度	開催日	主な議題
R5	R5.8.3	長野県感染症対策連携協議会の設置について 感染症法の改正概要及び予防計画の改定の方向性(案)について ロジックモデル(案)について 医療機関等との協定締結について
	R5.9.14	予防計画及び第8次医療計画の策定について
	R5.10.30	本県の医療提供体制の目指すべき方向性(グランドデザイン)(仮称)について 予防計画及び第8次保健医療計画の策定について

【事業概要(感染症対策課)】

④ 感染症健康診断事業

(根拠法令: 地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水道法、食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例)

【予算額及び内訳】 1,673 万 6 千円(一般財源 853 万 4 千円、国庫負担金 587 万 9 千円、諸収入 32 万円 3 千円、ふるさと信州寄附金基金 200 万円)

【予算の主な内容】 1類、2類及び3類感染症の患者と接触した者に対する健康診断に要する医薬材料費、備品購入費

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

健康診断事業 1類、2類、3類感染症のまん延を防止するため必要があると認められるとき、感染症の患者と接触した者等に対し健康診断(病原体検索)を実施する。(令和5年(1月1日～12月31日)三類感染症届出数 細菌性赤痢1例 腸管出血性大腸菌感染症 36例)

【事業主体】 県

【事業内容】

1 健康診断

1類、2類及び3類感染症のまん延を防止するために必要があると認められるとき、感染症の患者と接触した者に対し健康診断を実施する。

2 原因調査等

感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする必要があると認めるときは、1～5類感染症の患者等に対し、積極的疫学調査を実施する。

【事業の経過等】

検査実績(全県)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検査数(件)	1,272	671	181	226	426	156	197

【特記事項】

感染症法対象疾患

類 型	性 格	対象疾患
1類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱など7疾患
2類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	結核・MERS・鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、など7疾患
3類	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフスの5疾患
4類	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物を介して拡大する感染症	E型肝炎・A型肝炎・つつが虫病・デング熱・マラリア・レジオネラ症など44疾患
5類	感染症発生動向調査の結果に基づいた情報を提供・公開することにより、発生・拡大を防止すべき感染症	アメーバ赤痢・急性脳炎・後天性免疫不全症候群・梅毒・風しん・麻しん・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・手足口病・など50疾患
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症	
指定感染症	なし	

【事業概要(感染症対策課)】

⑤ 感染症入院医療費負担事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【予算額及び内訳】 4,027 万 3 千円

( 一般財源 1,657 万 3 千円、国庫負担金 2,370 万円)

【予算の主な内容】 感染症法に基づく勧告入院費用及び患者の移送費

【目指す姿】

感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があると認められるときは、感染症患者を入院させることを勧告する。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 感染症患者移送事業

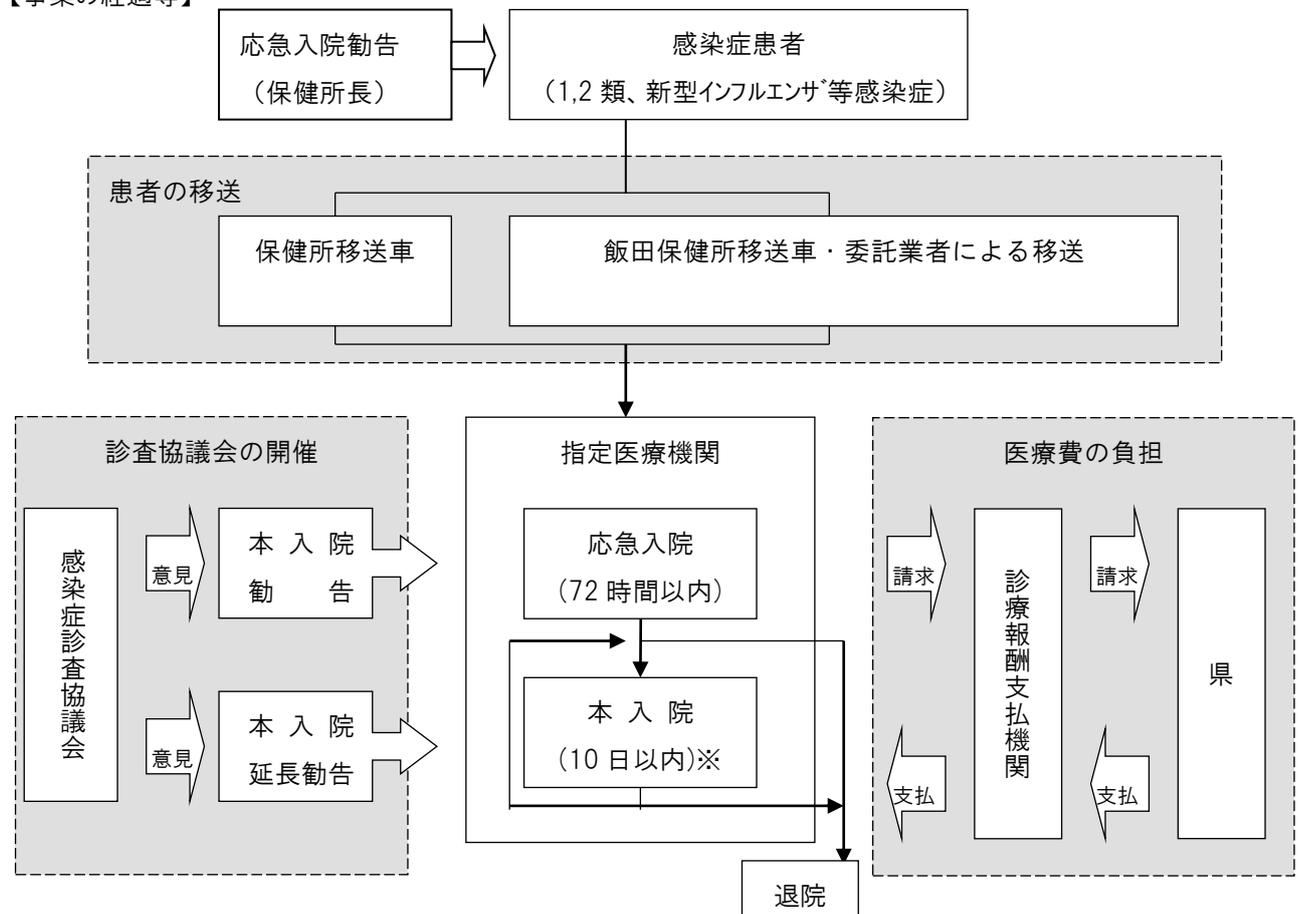
感染症患者等を迅速かつ適切に移送する。

2 感染症患者入院医療費負担事業

一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者の入院医療費を公費負担する。

3 感染症診査協議会の開催

【事業の経過等】



※結核の場合は30日以内

【事業概要(感染症対策課)】

⑥ 感染症指定医療機関補助事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症指定医療機関施設・設備整備事業補助金交付要綱、医療施設運営費等補助金交付要綱、感染症外来協力医療機関設備整備費補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 3,413万4千円 (一般財源 1,707万2千円、国庫補助金 1,706万2千円)

【予算の主な内容】 感染症指定医療機関の施設及び設備整備補助、感染症指定医療機関の運営費補助、感染症外来協力医療機関の設備整備補助

【目指す姿】

・感染症の発生を予防し、また感染症患者等の発生時にまん延を防止する。

【現 状】

・一類及び二類感染症発生時の入院及び医療体制として、第一種(県内1か所)及び第二種(2次医療圏に1か所: 11医療機関)感染症指定医療機関を指定済み。

【事業主体】

県

【事業内容】(補助率は、いずれも 10/10(国 1/2、県 1/2))

事業	事業内容
感染症指定医療機関施設設備整備事業	感染症指定医療機関の療養環境を法に基づく基準に適合させるため、感染症指定医療機関が行なう改修等に必要な経費を補助する。
感染症指定医療機関運営事業	感染症患者に対する良質かつ適切な医療を提供するため、運営費を補助する。
感染症外来協力医療機関設備整備事業	感染症患者に対する良質かつ適切な医療提供体制を確保し、感染症に迅速かつ適切に対応することを目的として、県内の医療機関が行う設備整備に要する経費を補助する。

【事業の経過等】

1 感染症指定医療機関施設設備整備事業

	施設整備内容		設備整備内容	
	整備内容	補助額	整備内容	補助額
H22	第二種病床新設(国立長野病院)	9,660千円	簡易陰圧装置1基(波田総合病院)	2,047千円
H23	自動ドア整備(波田総合病院)	861千円	簡易陰圧装置1基(波田総合病院)	2,047千円
H24			簡易陰圧装置1基(大町総合病院)	1,995千円
H25			簡易陰圧装置2基(大町総合病院)	3,885千円

2 感染症指定医療機関運営事業

	第一種			第二種		
	病院数	病床数	補助額	病院数	病床数	補助額
R元	1	2床	6,001千円	11	44床	29,375千円
R2	1	2床	0千円	11	44床	0千円
R3	1	2床	5,217千円	1	2床	1,905千円
R4	1	2床	5,149千円	2	6床	3,133千円
R5	1	2床	6,951千円	9	36床	21,998千円

3 感染症外来協力医療機関設備整備事業

	整備内容	補助額
H26	HEPA フィルター付きパーティション(県立木曽病院以下7病院)	2,646千円

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑦ 風しん抗体検査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、特定感染症検査等事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 139 万円 ( 一般財源69万5千円、国庫補助金69万5千円)

【予算の主な内容】 県内保健所(保健福祉事務所)及び委託医療機関において、無料の風しん抗体検査を実施する。

**【目指す姿】**

風しんは妊娠初期の女性が罹患することにより、その出生児が先天性風しん症候群(白内障、先天性心疾患、難聴等)を発症することがあるため、妊娠を希望する女性等を対象とした風しん抗体検査を実施し、抗体が十分になかった場合にはワクチン接種を勧奨することにより、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを図る。

**【現 状】**

風しんの予防接種は、1977 年から予防接種法に基づく定期接種となっているが、何らかの理由により接種を受けていないもしくは、予防接種を受けたが抗体が十分でない妊婦が風しんウイルスに感染し、その出生児が先天性風しん症候群を発症しているケースが起きている。

○先天性風しん症候群発症数(国内、単位:人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発 生 数	31	9	0	0	0	0	4	1	1	0	0

\* 本県では H16(感染源不明)、H21(フィリピンで感染)に 1 人ずつ発症例あり。

○先天性風しん症候群発症率(妊婦が風しんに罹った場合の出生児の発症率)

妊娠 1 か月:50%、2 か月:35%、3 か月:18%、4 か月:8%

(6 か月以降は障害を生じさせる可能性はほとんどない。)

**【事業主体】**

県

**【事業内容】**

(1) 事業概要

県内保健所(保健福祉事務所)及び委託医療機関において、無料による風しん抗体検査を実施する。

(2) 検査対象

妊娠を希望する女性と風しん抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者

(3) 実施期間

当面1年間を予定

**【事業の経過等】**

受検者見込み数 350人

【事業概要(感染症対策課)】

⑧ 予防接種対策事業

(根拠法令: 予防接種法第 11 条、第 22 条の 2)

【予算額及び内訳】 945 万 2 千円

( 一般財源 386 万 0 千円、国庫負担金(2/3) 436 万 7 千円、国庫補助金(1/2) 122 万 5 千円 )

【予算の主な内容】 予防接種事故給付の負担金の交付

【目指す姿】

感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図るために有効である予防接種を推進するため、健康被害に対する救済及び小児がん治療のため造血細胞移植を行った家庭の支援を行う。

【現 状】(R5年給付実績)

区 分	対象人員	補助(負担)率	補助事業者
予防接種事故対策費負担事業	4人	3/4 (国 2/3、県 1/3)	諏訪市、岡谷市、高森町、塩尻市
造血細胞移植後の ワクチン再接種費用助成事業	12人	1/2 (市町村 1/2)	松本市、上田市、飯田市、小諸市、 佐久市、安曇野市、富士見町、小川村

【事業主体】

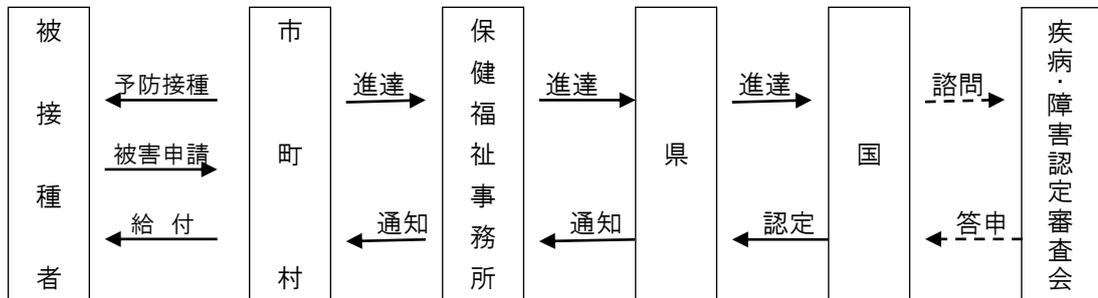
市町村

【事業内容】

○予防接種事故対策費負担・補助事業

予防接種法に基づき実施した予防接種により健康被害を受け、厚生労働大臣の認定を受けた者に対し、市町村長が医療費、障害年金等の支給を行ったとき、その一部を負担・補助する。

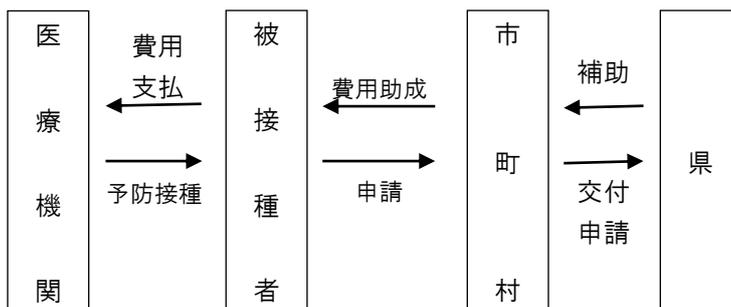
負担割合 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4



○造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業

小児がん等の治療のため実施した造血細胞移植により、移植前に接種した定期接種ワクチンの免疫が消失するため、再接種が必要と医師が認めた 20 歳未満の者に対し、ワクチンの再接種費用を助成する市町村を補助する。

補助割合 県 1/2 市町村 1/2



## 【事業概要(感染症対策課)】

### ⑨ 新型インフルエンザ等対策推進事業

(根拠法令:新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ対策行動計画(関係省庁対策会議)、新型インフルエンザガイドライン(新型インフルエンザ対策専門会議)、長野県新型インフルエンザ対策行動計画)

【予算額及び内訳】 12万8千円

(一般財源 6万4千円、国庫補助金 6万4千円)

【予算の主な内容】新型インフルエンザの発生等に備え、医療提供体制・県民への注意喚起・関係機関との情報連絡体制などの対応強化を図る。

### 【目指す姿】

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 【現 状】

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法、また同法に基づき作成された長野県新型インフルエンザ等対策行動計画等により、新型インフルエンザ等の発生時における各種対策を備えるとともに、医学・公衆衛生、法律等の専門家で構成する「長野県新型インフルエンザ等対策委員会」により、その専門的知見から対策の検討・検証を行う。

### 【事業主体】

県

### 【事業内容】

1 対策推進の体制整備 12万8千円

- (1) 新型インフルエンザ等対策委員会の開催。
- (2) 各地方本部単位での体制整備及び訓練の実施。

### 【特記事項】

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画を平成25年11月に策定した。
- 長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に記載されている事項に関して、より具体的な実施内容及び実施方法並びに関係機関・団体の役割等を定めるため、平成26年6月に「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画実施手順」を作成した。
- 平成29年4月1日の組織改正に伴い、「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「長野県新型インフルエンザ等対策本部規定」を改正した。

【事業概要(感染症対策課)】

⑩ 感染症発生動向調査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症発生動向調査実施要領)

【予算額及び内訳】 1,614万4千円 (一般財源768万9千円、国庫負担金768万5千円、諸収入77万円)

【予算の主な内容】 感染症発生動向調査を依頼している医療機関への謝金

【目指す姿】

1~5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症の117疾病について、一元的な情報収集による患者発生状況の把握や病原体検索等を行い、早期かつ的確に流行の実態を分析し、必要な情報を速やかに公表することにより、感染症の予防及びまん延防止の対策を講じる。

【現 状】

1~5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症117疾病、原因不明の重症の感染症の早期発見と防疫対策の迅速化を目的とした疑似症1項目について、医師からの届出を受け、感染症情報の週種発生動向の解析、必要に応じ、積極的疫学調査を実施する。その情報は、医療関係者及び県民へ還元し、感染症の予防及びまん延防止に努める。

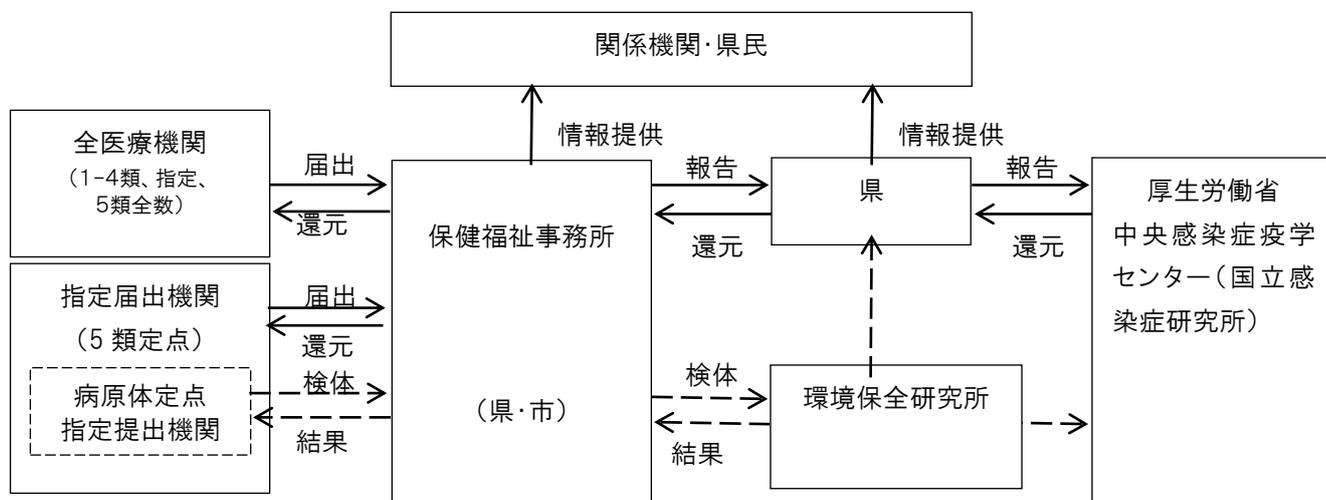
【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 医師からの届出に基づく1類から5類感染症及び指定感染症の患者情報の収集と発生動向の分析、必要に応じ積極的疫学調査の実施
- 2 病原体検索による感染症の原因となる病原体の把握
- 3 医療関係者及び県民への情報提供

<定点報告対象(五類の一部)の届出を担当する定点数:149>  
 内科:34、小児科:54、眼科:10、STD:14、基幹:12、疑似症25  
 <病原体定点:31、うち指定提出機関:17>  
 内科:5、小児科:12、眼科:2、基幹:12



【事業の経過等】

1 感染症患者等の届出状況(全数把握感染症) 令和5年12月末現在 (単位:件)R5年は速報値

	R1	R2	R3	R4	R5	備 考
2類	281	206	161	197	159	全て結核(潜在性結核感染症含む)
3類	50	43	62	53	37	
4類	85	77	75	80	45	
5類	623	255	175	181	223	
動物	0	3	0	0	0	細菌性赤痢(サル)
新型コロナウィルス感染症	—	1,208	7,756	377,477	81,542	指定感染症(R2.2.1~R3.2.13) 新型インフルエンザ等感染症(R3.2.13~R5.5.7)

※ 1~5類感染症の対象疾患については、感染症健康診断事業を参照

【事業概要(感染症対策課)】

① 感染症流行予測調査事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症流行予測調査実施要綱)

【予算額及び内訳】 174万8千円 (一般財源4千円、国庫委託金174万4千円)

【予算の主な内容】 環境保全研究所で行う検査に使用する医薬材料費

【目指す姿】

集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効率的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的とする。

【現 状】

厚生労働省健康局結核感染症課が、国立感染症研究所、都道府県及び都道府県衛生研究所等の協力を得て実施する。得られた情報は、各種の疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用や、長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測することを目的として調査している。

【事業主体】

厚生労働省、県

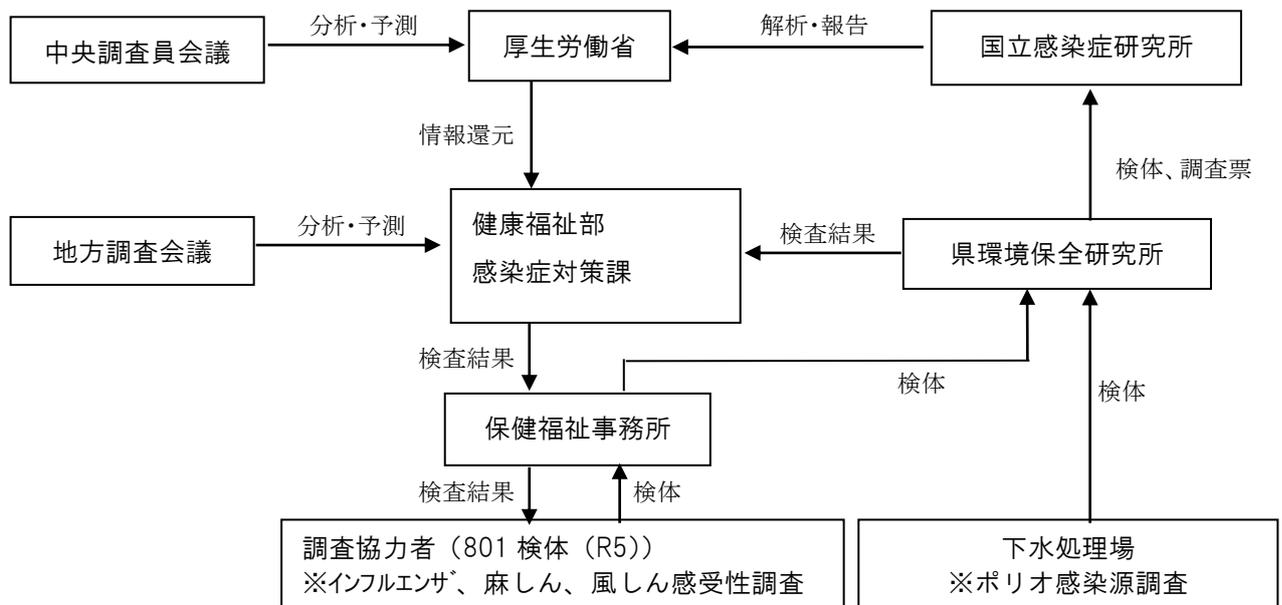
【事業内容】

国から委託された検査項目について、環境検体(下水流入水)及び承諾を得られた人の検体を採取し、ウイルス分離同定及び血清抗体価測定を実施する。

○調査項目

ポリオ(感染源調査)(R5は未実施)

インフルエンザ、風しん、麻しん(感受性調査)



【事業概要(感染症対策課)】

⑫ 感染症健康診断等予防対策事業

(根拠法令: 地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法、インフルエンザに関する特定感染症予防指針、インフルエンザ防疫実施要領)

【予算額及び内訳】 30万9千円 (一般財源 30万9千円)

【予算の主な内容】 インフルエンザ様患者に対する健康診断に要する医薬材料費

【目指す姿】

インフルエンザの県下の患者発生状況及び病原体検索を行い、流行の状況や分離ウイルスの性状等を把握し、必要な情報を速やかに公表することにより、発生を防止する。

【現 状】

学校、幼稚園等の施設でインフルエンザを疑う疾患が多発した場合は、保健所で流行状況を迅速に把握するとともに、疫学調査を実施し、関係機関へ情報を還元する。また、インフルエンザを疑う患者が多発した施設等から検体を採取し、ウイルス分離等の検査を行う。(令和5年度 10件 34検体実施)

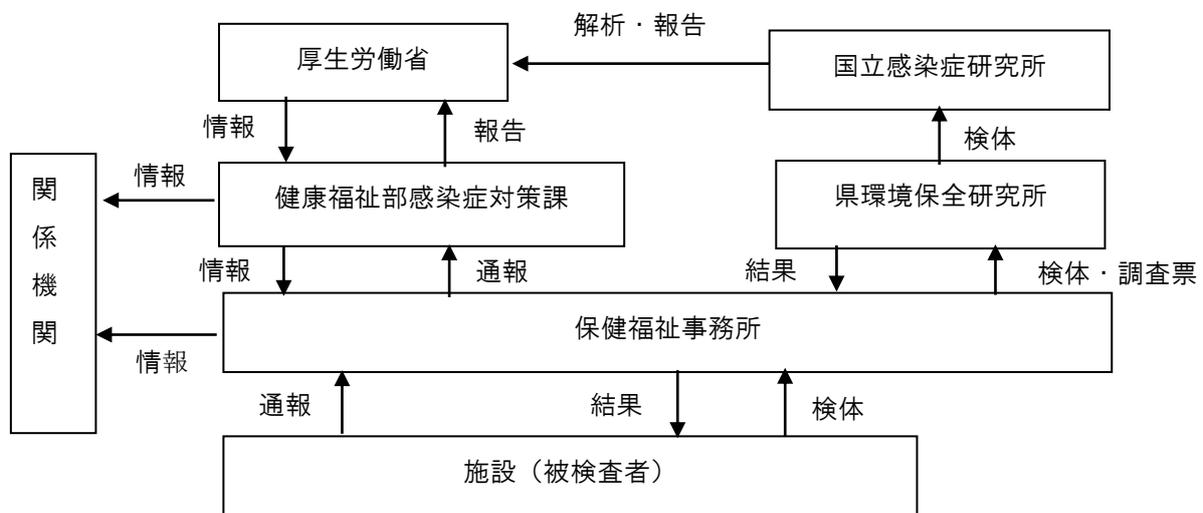
【事業主体】

県

【事業内容】

学校、幼稚園等でインフルエンザを疑う疾患が多発した場合は、保健福祉事務所で流行状況を迅速に把握するとともに、疫学調査を実施し、関係機関へ情報を還元する。

また、インフルエンザを疑う患者が多発した施設等から検体を採取し、ウイルス分離等の検査を行う。検査結果は、全国の病原体情報と併せて関係機関へ還元する。



【事業概要(感染症対策課)】

⑬ エイズ・性感染症相談・検査、普及啓発事業

(根拠法令: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、性感染症に関する特定感染症予防指針)

【予算額及び内訳】 454 万円 ( 一般財源 227 万 4 千円、国庫補助金 226 万 6 千円 )

【予算の主な内容】 HIV・性感染症検査の医薬材料費、普及啓発用資材の印刷製本費

【目指す姿】

- ・エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、HIV、性感染症の感染拡大を防ぐ。
- ・HIV・性感染症の早期発見の重要性について普及啓発を行い、より多くの県民に検査の受検を促す。
- ・エイズに関する誤解・偏見のない社会を目指す。

【現 状】

- ・人口 10 万人当たり報告者数を累計で見ると、長野県は全国で第 6 位となっている。
- ・特に、近年は、診断時にエイズを発症している割合が全国 29%に対し当県は約 33 %と高い傾向にある。
- ・HIV・性感染症の早期発見の重要性について普及啓発を行い、より多くの県民に検査の受検を促す必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

区 分	内 容
① 正しい知識の普及啓発	<input type="checkbox"/> 重点啓発活動(エイズ予防ウィーク in NAGANO、世界エイズデー普及啓発週間) <input type="checkbox"/> 出前講座(学校、事業所等へ保健福祉事務所医師・保健師を派遣) <input type="checkbox"/> パンフレット、キャンペーン用ポケットティッシュの作成・活用
②相談・検査	<input type="checkbox"/> 保健福祉事務所(無料・匿名の相談・検査) ・HIV検査 ・性器クラミジア感染症検査 ・梅毒検査・HIV迅速検査、出張検査等の実施 <input type="checkbox"/> エイズ治療拠点病院(県が検査キットを提供するHIV無料迅速検査)
③相談体制の整備	<input type="checkbox"/> カウンセラー養成 <input type="checkbox"/> 相談通訳員等の派遣 <input type="checkbox"/> 研修会等の案内・参加
④医療機関等との連携	<input type="checkbox"/> エイズ治療拠点病院連絡会議の開催等 <input type="checkbox"/> 医療従事者感染症対策研修事業の実施 ・エイズ治療に関する最新情報等の伝達と正しい知識の普及 ・エイズ患者等の受入、診療状況等の把握等 <input type="checkbox"/> 福祉施設等への啓発、情報提供

【事業の経過等】○長野県内におけるHIV感染者・エイズ患者の届出数(件)※年集計

区 分	H元~23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	累計
HIV感染者	278	10	8	4	3	3	11	10	5	8	2	1	4	347
エイズ患者	175	7	8	4	2	4	7	2	5	2	3	1	1	221
合 計	453	17	16	8	5	7	18	12	10	10	5	2	5	568

○相談受付・検査の状況(件数)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
エイズ	相談受付	2,681	2,632	2,250	2,057	2,224	2,180	1,990	2,179	926	827	875	1,666
	HIV検査	2,071	1,971	1,743	1,506	1,481	1,486	1,430	1,573	660	445	419	1,033
	エイズ治療拠点病院実施HIV検査	709	676	556	495	513	472	486	406	283	287	298	287
性感染症	クラミジア検査	906	887	752	768	806	891	936	1,025	431	334	296	785
	梅毒検査	1,790	1,737	1,587	1,380	1,395	1,414	1,403	1,525	722	438	403	1,020

○エイズ治療拠点病院の選定状況(8病院)

県立信州医療センター(中核拠点病院)、信州大学医学部附属病院、まつもと医療センター、信州上田医療センター、佐久総合病院、飯田市立病院、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院

【事業概要(感染症対策課)】

⑭ 予防接種後健康調査事業

(根拠法令: 予防接種後健康状況調査実施要領)

【予算額及び内訳】 33万1千円 (国庫委託金 33万1千円 )

【予算の主な内容】 協力医療機関への報償、協力市町村への委託料、通信費

【目指す姿】

予防接種による副反応の状況を把握し、副反応発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種の実施に資する。

【現 状】

国の委託事業として継続して実施中

【事業主体】

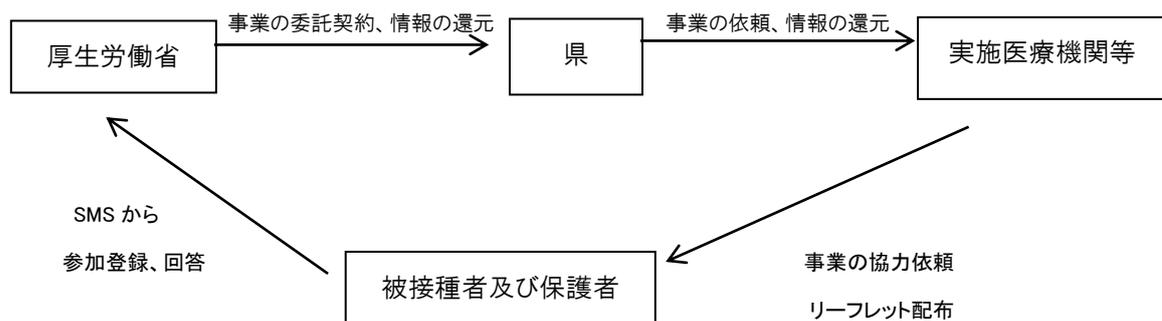
国

【事業内容】

○調査する予防接種の種類

予防接種の種類	調査数	調査実施主体
5種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	120	医療機関
4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	120	
2種混合(ジフテリア・破傷風)	120	
麻しん風しん	120	
日本脳炎	120	
ヒブ	120	
小児用肺炎球菌	120	
水痘	120	
B型肝炎	120	
インフルエンザ(季節性)	40	
高齢者肺炎球菌	40	
新型コロナ	40	
BCG	120	
ロタウイルス	120	
HPV	120	

○ 調査の流れ



【事業概要(感染症対策課)】

⑮ 結核健診事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条、第53条の13)

【予算額及び内訳】 1,138万3千円 (一般財源590万円、国庫補助金(1/2)548万3千円)

【予算の主な内容】 結核患者の同居者等の接触者に対する健康診断等のための需用費

【目指すべき姿】

結核患者家族等の接触者に対して行う健康診断の受診率を100%とし、結核患者・感染者を早期発見し蔓延を防止する。

結核治療終了(結核回復)者に対し2年間経過観察を行い、再発した場合の早期発見に努める。

【現 状】(R5)

- 罹患率(人口10万対) 5.2 (速報値)
- 新登録肺結核患者中接触者健診での発見割合 1.9%
- 接触者健診受診率 100%
- 管理検診受診率 100%

【事業主体】

県

【事業内容】(R5)

- 接触者健診 対象人員 717人

結核患者の同居者等、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由にある者に対し、胸部X線検査、ツベルクリン反応検査及びインターフェロン $\gamma$ 遊離試験等の必要な検査により健康診断を実施する。

- 管理検診 対象人員 61人

結核登録票に登録されている者に対して、胸部X線検査等により、再発の有無について精密検査を行う。

【事業の経過等】

結核患者の動向(潜在性結核感染症患者数を除く)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
長野県	新登録患者数(人)	168	186	156	138	104	105
	罹患率(人口10万人あたり患者数)	7.9	9.0	7.6	5.1	6.7	5.2
結核登録者数(人)		361	360	350	355	267	238
全国	新登録患者数(人)	16,789	15,590	14,460	12,739	11,519	10,235
	罹患率(人口10万人あたり患者数)	13.9	12.3	11.5	9.2	10.1	8.2
	結核登録者数(人)	39,670	37,134	34,523	31,551	27,754	24,555

【事業概要(感染症対策課)】

⑩ 結核医療費負担事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条、第 37 条の 2、第 24 条)

【予算額及び内訳】 2,533 万 9 千円

( 一般財源 1,051 万 8 千円、国庫負担金(3/4) 1,373 万 1 千円、国庫補助金(1/2) 109 万円 )

【予算の主な内容】 結核患者の医療費に係る公費負担

【目指すべき姿】

結核患者の再発防止、多剤耐性菌の発生を予防するため、公費負担による適正な医療を提供する。

【現 状】(R5)

結核罹患率(人口 10 万対) 5.2(速報値)

【事業主体】

県

【事業内容】(R5)

○入院医療費 対象件数 130 件

結核のまん延を防止する目的があると認めるとき、結核患者に入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院医療に要する費用を負担する。(法第 37 条 : 医療費の自己負担額を公費で負担(国 3/4:県 1/4)する。ただし、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者の前年所得に応じて、一部患者自己負担あり)

○通院医療費 対象件数 891 件

結核の適正な医療を普及するため、結核患者が厚生労働省令で定める通院医療を受けるために必要な結核医療の費用を負担する。(法第 37 条の 2 : 医療費の自己負担額が 100 分の 5 となるよう、保険者と公費で負担(国 1/2:県 1/2)する。)

【事業の経過等】

結核医療費の推移

		R1	R2	R3	R4	R5
入 院	公費負担額 (円)	28,599,239	21,961,078	16,269,623	16,586,550	11,288,204
	件 数	317	206	135	131	130
通 院	公費負担額 (円)	2,894,712	3,018,777	1,409,414	2,098,105	1,543,444
	件 数	2,019	1,519	1,108	1,294	891
合 計	公費負担額 (円)	31,493,951	24,979,855	17,679,037	18,684,655	12,831,648
	件 数	2,336	1,725	1,243	1,425	1,021

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑰ 結核健康診断補助事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 60 条)

【予算額及び内訳】 1,100 万 7 千円 ( 一般財源 1,100 万 7 千円 )

【予算の主な内容】 私立学校及び私立施設の長が行う健康診断に要する費用に対する補助

【目指すべき姿】

私立の学校、施設に対し健診事業費を補助することで、結核定期健康診断の実施率、受診率を高め、患者を早期発見する。

【現 状】(R5)

結核定期健康診断受診率 私立学校 94.6%、私立施設 84.2%

【事業主体】

私立学校、私立施設

【事業内容】(R5)

私立学校及び私立施設の長が行う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 に定める定期健康診断に要する費用について、その設置者に対して補助する。

区 分		施設数	人 員(人)	補助率	補助事業者
私立学校等	19 歳以上学生	21	1,593	県 2/3	私立学校の長等
	高校生	9	1,621		
	施設入所者	164	7,415		
計		194	10,529		

【事業の経過等】

事業費の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補助金額 (千円)	8,389	8,816	10,755	8,509	8,413	8,763

【特記事項】

平成 23 年度から、前年度中に補助金の要望を取りまとめ、その範囲で補助金を交付する方法に変更した。

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑱ 結核定期病状調査事業

(根拠法令:結核定期病状調査実施要綱(健康福祉部長通知))

【予算額及び内訳】 77万4千円 (一般財源 77万4千円)

【予算の主な内容】 結核登録者の病状報告に係る医療機関への謝金

【目指すべき姿】

結核患者の情報等を管理分析し、効果的な治療や支援を行い、結核対策の推進を図る。

【現 状】(R5)

結核回復者のうち、医療機関で経過観察を実施している者の病状把握 131件(報告件数)

実績

【事業主体】

県

【事業内容】(R5)

対象人員 105人

依頼件数 131件

医療機関における治療終了後の経過観察を目的とした外来診療や職場、学校等における健康診断等、管理検診以外の方法により、登録者の病状に関する診断結果について、事前に登録者本人又はその保護者からの同意を得て、医療機関等に対して、登録者の病状に関する診断結果の把握に必要な書類等の提出を求め、登録者の病状把握を行う。

【事業の経過等】

調査件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
調査依頼件数 (件)	259	248	181	142	131
報告件数 (件)	259	248	181	140	131
報告率 (%)	100	100	100	98.6	100

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑭ 結核予防総合事業

(根拠法令:結核対策特別促進事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 11 万円 (国庫補助金(10/10) 11 万円)

【予算の主な内容】 結核患者に対する服薬支援等の実施に係る需用費

【目指すべき姿】

潜在性結核感染症患者を含む全結核患者に対し服薬支援を行い、定期的にコホート検討会(服薬支援、治療成績の評価)を実施する。治療成績の評価分析から治療失敗や脱落中断者を最小限(5%以下)にし、治療成功率を向上させる。

【現 状】

全結核患者に対する服薬支援

【事業主体】

県

【事業内容】

○結核患者服薬確認(DOTS)事業 対象者:結核患者及び潜在性結核感染症患者

結核病床を有する医療機関と保健福祉事務所の連携により、入院治療中の患者の服薬状況を確認するとともに、退院後、治療継続が困難と予想される患者には、患者の利便性、地域の実情を考慮した退院後の個別患者支援計画を作成し、治療完遂に向けて一貫した支援を行う。

【事業の経過等】

肺結核患者コホート(集団)観察(R4)

(単位:%)

	治療成功	死亡	失敗脱落	転出	12月超治療	判定不能
長野県	53.13	34.38	0.00	3.13	9.38	0.00
全国	56.51	34.53	0.46	2.03	6.31	0.17

高齢者結核罹患率及び定期健康診断受診率の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
65 歳以上罹患率 (%)	20.8	17.6	14.7	12.3	12.2
定期健康診断受診率(市町村長実施分) (%)	20.5	17.4	17.9	22.3	19.6

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑳ 結核予防技術者研修事業

(根拠法令:結核対策特別促進事業)

【予算額及び内訳】 26万9千円 (一般財源 26万9千円)

【予算の主な内容】 研修旅費及び資料代

**【目指すべき姿】**

結核患者に対し良質かつ適切な医療を提供するため、結核に携わる関係者の資質を向上する。

**【現 状】**

公益財団法人結核予防会結核研究所が開催する研修に職員を派遣

**【事業主体】**

県

**【事業内容】**

対象者 医師 1名 保健師 2名

派遣先 公益財団法人結核予防会結核研究所

**【事業の経過等】**

派遣研修の状況

(人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
医師	1	2	2	1			1
保健師	2	2	2		3	2	2
その他	1						

【事業概要(感染症対策課)】

⑳ PCR 検査体制強化事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【予算額及び内訳】 8,371 万5千円 (一般財源 4,186 万円)

【予算の主な内容】 感染症法に基づく行政検査に係る経費及び同検査を委託により実施するための経費

【目指す姿】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症法に基づく行政検査及び変異株の発生状況を早期に発見するためゲノム解析を実施することにより、県内の検査体制を強化する。

【現 状】

感染症法に基づく行政検査を実施するとともに、5類感染症への位置付け変更前は、保険適用となる検査を実施した際の患者自己負担分を公費で負担した。

また、変異株の発生状況を早期に把握するため、ゲノム解析を実施した。

【事業主体】

県

【事業内容】

- 1 行政検査の委託契約 3,109 万7千円  
医療機関、民間検査機関等に、感染症法に基づく行政検査の実施を委託する。
- 2 保険診療検査における患者自己負担分の補助 1,592 万8千円  
保険診療において、医師の判断で実施した新型コロナウイルス検査を行政検査とみなし、患者の自己負担分を公費で負担する。令和5年5月7日をもって終了。
- 3 変異株のゲノム解析の実施 2,430 万円  
環境保全研究所等においてゲノム解析を実施する。

【事業の経過】

令和5年度検査実績

①行政検査(医療機関における保険診療検査を含む)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	46,252	39,296	10,425	1,403	1,781	847	488	353	735	972	960	1,172	104,684

②抗原定性検査キットの配布

区分	配布個数(回数分)
高齢者施設等における集中的検査用	56,140
軽症者登録センターにおける有症状者への配布用	30
保健所における行政検査用	250
計	56,420

※このうち、県で購入したものは 36,020 個

③変異株スクリーニング検査(L452R 変異の検査)及びゲノム解析前処理検査(PCR 検査)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	34	44	77	63	108	83	59	61	44	56	79	64	772

④ゲノム解析

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	35	21	58	63	83	111	52	40	30	50	72	39	654

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑳ 新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会設置事業  
(根拠法令：長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会開催要綱)

【予算額及び内訳】 133万3千円 (一般財源 133万3千円)

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の開催経費

**【目指す姿】**

新型コロナウイルス感染症への対応について、医学的見地から専門家の助言を受け、感染症の予防、まん延防止及び医療提供体制の確保等を実施し、公衆衛生の向上を図る。

**【現 状】**

新型コロナウイルス感染症への対応は、令和6年4月以降、通常の医療提供体制での対応に完全移行したことに伴い、当懇談会は現在休止としているが、病原性が大きく異なる等の変異株が発生した場合には、医学的な見地から専門家の助言・意見を聴取し、県が実施すべき施策を検討する必要がある。

**【事業主体】**

県

**【事業内容】**

新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会設置事業 133万3千円

**意見聴取事項**

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた必要な予防策、感染拡大防止策について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者の医療やその提供体制について
- (3) その他新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延防止のための施策等の推進について
- (4) 県民への感染対策等の呼びかけについて

**構成員**

- (1) 新型コロナウイルス感染症の予防又は新型コロナウイルス感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者
- (2) その他県が必要と認めた者

**【事業の経過】**

令和5年度は13回開催し、これまで153回開催している。

当懇談会はこれまで、週1回程度開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日に5類に移行されたことに伴い、議題の状況に応じて開催する等、段階的に見直しを行っている。

なお、当懇談会の運営はこれまで新型コロナウイルス感染症対策室が主に行ってきたが、同室が令和5年10月9日をもって廃止されることに伴い、事務局を感染症対策課に移管した。

**【事業概要(感染症対策課)】**

⑳ 予防接種促進事業

(根拠法令: 予防接種法、予防接種実施要領(キャッチアップ接種))

【予算額及び内訳】 474万9千円 (ふるさと信州寄附金基金 474万9千円)

【予算の主な内容】 業務委託による補助金の交付

**【目指すべき姿】**

HPVワクチンによる感染症の予防効果及び副反応のリスクの双方に関する正しい知識を普及し、接種対象者に HPV ワクチン接種の機会を提供することにより、子宮頸がんの予防を推進する。

**【現 状】**

HPVワクチンについて、積極的勧奨が差し控えられていたことにより定期接種の機会を逃した方(R6年度は、H9年度～H19年度生まれの方)に対して令和4年4月～令和7年3月末までの3年間、救済措置(キャッチアップ接種)として、改めて公費で HPV ワクチンを接種できる機会が設けられている。

HPV ワクチンは3回の接種が必要であり、令和7年3月末までに3回接種するには、標準的な接種スケジュールで、令和6年9月末までに初回接種を終了している必要があるため、重点的に啓発を行い、もって子宮頸がんの予防を推進する。

**【事業主体】**

県

**【事業内容】**

○HPVワクチン接種普及啓発事業

定期接種・キャッチアップ接種対象者を対象とし、業務委託により啓発広告を作成し、県内主要駅へのポスター掲示や Web 広告を活用し、広く周知を図る。

**【事業の経過等】**

令和6年度新設

## 【事業概要(感染症対策課)】

⑭ 流行初期医療確保措置に係るシステム運用保守事業

(根拠法令: 感染症法第 36 条の 11)

【予算額及び内訳】 140 万円 (一般財源 140 万円)

【予算の主な内容】 支払基金及び国保連合への委託費

### 【目指すべき姿】

新興感染症流行初期に実施する「流行初期医療確保措置<sup>※</sup>」にあたり必要となる、支払基金・国保連合会が整備するシステムの運用及び保守経費等に要する費用を支弁し新興感染症の発生に平時から備えることで、流行初期における医療提供体制の確保を図る。

※ 流行初期の段階に、医療機関が感染症に係る医療を提供することで、平時と比較して損なわれた利益を補填する措置。同措置によって、リスクを背負って対応する医療機関が感染症対応をためらわなくなる効果が期待できる。

### 【現 状】

今般の新型コロナウイルス感染症の対応において、診療報酬の上乗せや補助金等の財政支援による支援が充実するまで一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題が見られた。

改正感染症法により、診療報酬の上乗せや補助金等による十分な財政支援が整備されるまでの間において、新興感染症への初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置として「流行初期医療確保措置」が規定された。

当該措置は、支払基金・国保連合会が構築するシステムを通して実施されるが、運用及び保守経費に係る費用について、都道府県が負担することとされている。

### 【事業主体】

支払基金及び国保連合

### 【事業内容】

流行初期医療確保措置の事務を執行する、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会(国保中央会)が構築するシステムの運用及び保守経費

流行初期医療確保措置を行う医療機関数に応じて、都道府県で負担する。

### 【事業の経過等】

令和6年度新設

## 【事業概要(感染症対策課)】

### ㊸ IHEAT 研修事業

(根拠法令: 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱)

【予算額及び内訳】 44 万 9 千円 (一般財源 22 万 5 千円、国庫補助金 22 万 4 千円)

【予算の主な内容】 IHEAT 要員に対する研修における旅費

#### 【目指すべき姿】

新興感染症発生時に増大する保健所業務を IHEAT 要員により補い、保健所体制を強化するため、県主催で研修を実施し、対応可能な人員の拡充を図る。

※IHEAT: 感染症発生などの健康危機発生時、外部の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

IHEAT 要員: 保健所業務(積極的疫学調査等)の支援を行う外部の専門職(医師、保健師、看護師のほか、歯科医師、薬剤師、助産師、管理栄養士等)

#### 【現 状】

令和6年3月29日現在、IHEAT 要員としてシステムに登録されているのは、69名。地域保健法の改正に伴い IHEAT が法定化されたことで、今後は IHEAT 要員の人材育成が重要となる。

#### 【事業主体】

県

#### 【事業内容】

IHEAT 要員が即応人材として、感染症のまん延時等に速やかに保健所等の業務を支援できるようにすることを目標として、下記の事項について、研修を実施する。

(1) 感染症等の健康危機に関する基本的な教育

① 感染症に関する内容 ② 健康危機管理に関する内容

(2) 感染症に関する応用的な教育

(3) 感染症業務に関する実践的訓練

#### 【事業の経過等】

- ・ 当県としては、令和3年度に IHEAT システムの利用を開始したが、IHEAT 要員の活用は進んでいなかった。また、IHEAT 研修等の実施もなかった。
- ・ 新興感染症発生時の保健所体制維持を目的とした地域保健法改正に伴い、保健所設置自治体における IHEAT 要員に対する年1回以上の研修(保健所での実践的訓練を含む)の実施が定められたことを踏まえ、令和5年度にオンラインで研修を実施。

**【事業概要(感染症対策課)】**

②⑥ 新興感染症検査体制集中整備事業

(根拠法令:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱)

【予算額及び内訳】 469万6千円 (一般財源 234万8千円、国庫負担金 234万8千円)

【予算の主な内容】 環境保全研究所等における検査機器の整備費

**【目指すべき姿】**

環境保全研究所等において老朽化した検査機器を計画的に更新し、新興感染症の発生時に必要な検査が実施できる体制を整備し、感染症の予防及びまん延防止を図る。

**【現 状】**

環境保全研究所(地方衛生研究所)は、令和4年の地域保健法改正により、技術的かつ専門的な機関として病原体等の調査研究、試験検査等の役割を担うことが法定化された。

一方、環境保全研究所や保健所において感染症の検査に用いる機器の老朽化が進んでいるため、感染症予防計画(信州保健医療総合計画:R6～R11年度)において、機器整備等の取組を通して検査能力向上を図ることとしている。

環境保全研究所の今後の在り方の検討内容も踏まえ、機器更新を計画的に進める必要がある。

**【事業主体】**

県

**【事業内容】**

環境保全研究所等に設置されている感染症検査機器の更新

**【事業の経過等】**

令和6年度新設